

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額

所得区分	後期高齢者医療保険+介護保険	被用者保険または国保+介護保険(70~74歳の方がいる世帯)	被用者保険または国保+介護保険(70未満の方がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者(住民税非課税者) II	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
I	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※()内は平成20年4月から21年7月までの16か月分を適用する場合の基準額

① 福生市国民健康保険・介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入している方で、対象期間中に健康保険の自己負担額が0円の世帯の方は対象になりません。

② 福生市国民健康保険、東京都後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入されている方

③ 対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方

④ 介護保険および前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、7月末日現在加入の健康保険に申請してください。

⑤ ②と③に該当する方で、

問合せ
後期高齢医療係
551-1640、保険年金
551-1

問合せ
後期高齢医療保険年金
551-1640、保険年金
551-1

問合せ
フレッシュランド西多摩
570-2626※ホー

申請時に必要な物
健康保険証、介護保険証、印鑑、振込先の口座番号が分かるもの(国民健康保険の場合世帯主のもの)

支給申請等受付場所
各年7月末日現在に加入していた健康保険窓口

参加費(1回)①(3)すべ

て、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,100円(参加費は、教室と入浴料金です。)

申込み
2月8日(月)～19日(金)

(日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)の間

に社会福祉協議会
552-1211へ。

3時間のセット料金です。

高額医療・高額介護合算療養費制度について

★国保だより

高額医療・高額介護合算療養費制度について

高額医療・高額介護合算療養費制度について